

# 実地指導の概要について

2019年10月25日／指定共同生活援助事業者集団指導

～町田市が実施する実地指導について～

## 町田市が実地指導を実施するようになった経緯

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づき障害福祉サービスを行う事業者に対する実地指導権限は、東京都と区市町村にあります。

従前は、東京都のみが実地指導を行っていましたが、東京都と区市の協議を経て、体制が整ったところから順次、区市が所管する社会福祉法人の運営する障害福祉サービス等への実地指導は、区市が取り組むことになりました。

それにともない、2017年度以降に町田市では、障害福祉サービス等に対して、障害者総合支援法第10条第1項の規定に基づく実地指導を行っています。

また、障害児通所支援事業を行う事業者に対しては、児童福祉法の第57条の3の2第1項に基づいて実地指導を行っています。



## 障害者総合支援法第10条第1項

「市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは、文書その他の物件の提出若しくは命じ、又は当該職員に係る者に対し質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」

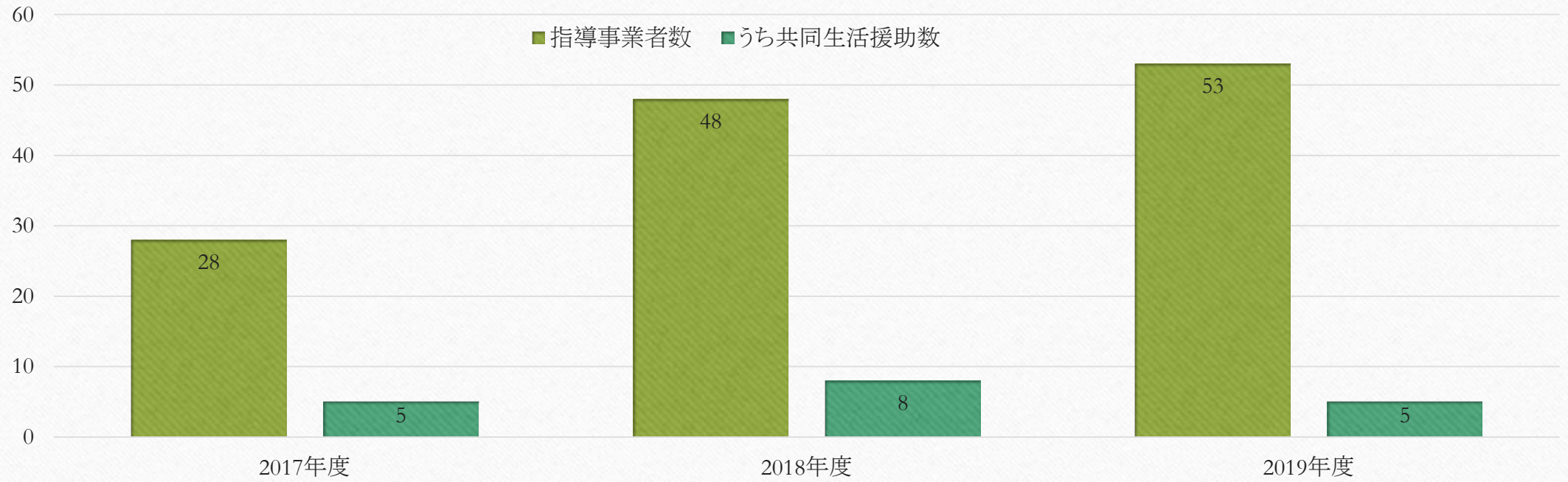
## 実地指導の実施回数

町田市では、「町田市障害福祉サービス事業者等指導事務取扱要領」を定めており、町田市が所管する社会福祉法人が運営する障害者福祉サービス事業者、町田市が指定権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については、原則として3年に1回、その他の障害福祉サービス事業者については、必要に応じて実地指導を実施することとしています。



# 町田市における実地指導の実績

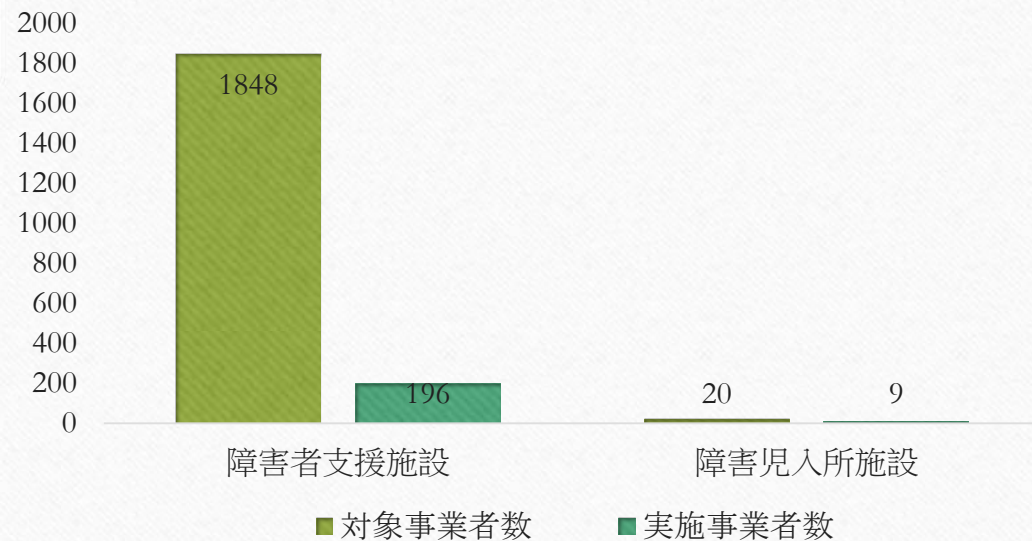
実施年度	実地指導を実施した事業者数	うち共同生活援助事業者数
2017年度	28	5
2018年度	48	8
2019年度 ※11月以降の予定含む	50	5



# 東京都における指導検査の実績(2018年度)

事業所種別	対象事業者数	検査実績数
障害者支援施設	1,848	196
障害児入所施設	20	9

## 2018年度指導検査の実績



実地指導の概要について

障害者支援施設と障害児入所施設については、全体の11.0%に当たる205事業所に対して実地指導を行いました。  
また、120事業所に対して集団指導を行いました。



## 指導及び監査の目的

法令等で定める最低基準及び指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付費等に係る費用の支給の適正化を図り、町田市における障がい者(児)福祉の増進に寄与することを目的としています。

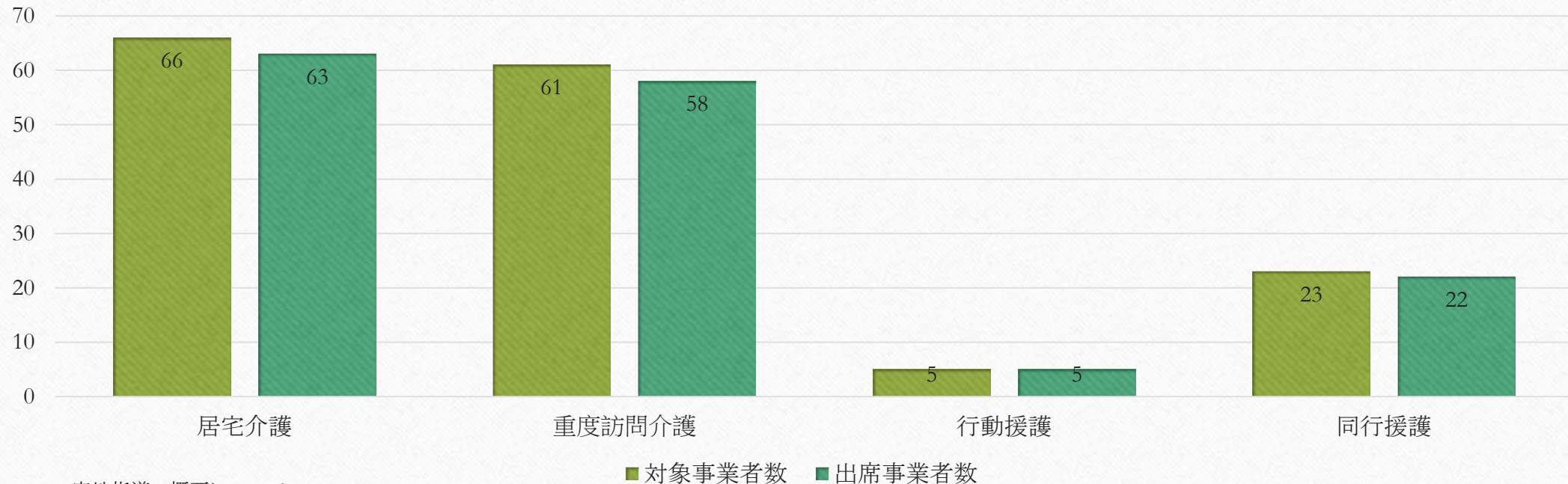
監査については、サービス内容や介護給付費等の請求が疑われる場合、度重なる実地指導によっても改善がみられない場合等については、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切に措置を取ることを主眼として監査を行ないます。

## 指導の実際 ～集団指導～

対象事業者の方に集まっていたいただき、講習方式で行います。

2018年度は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護を行う事業者の方を対象に集団指導を実施しました。

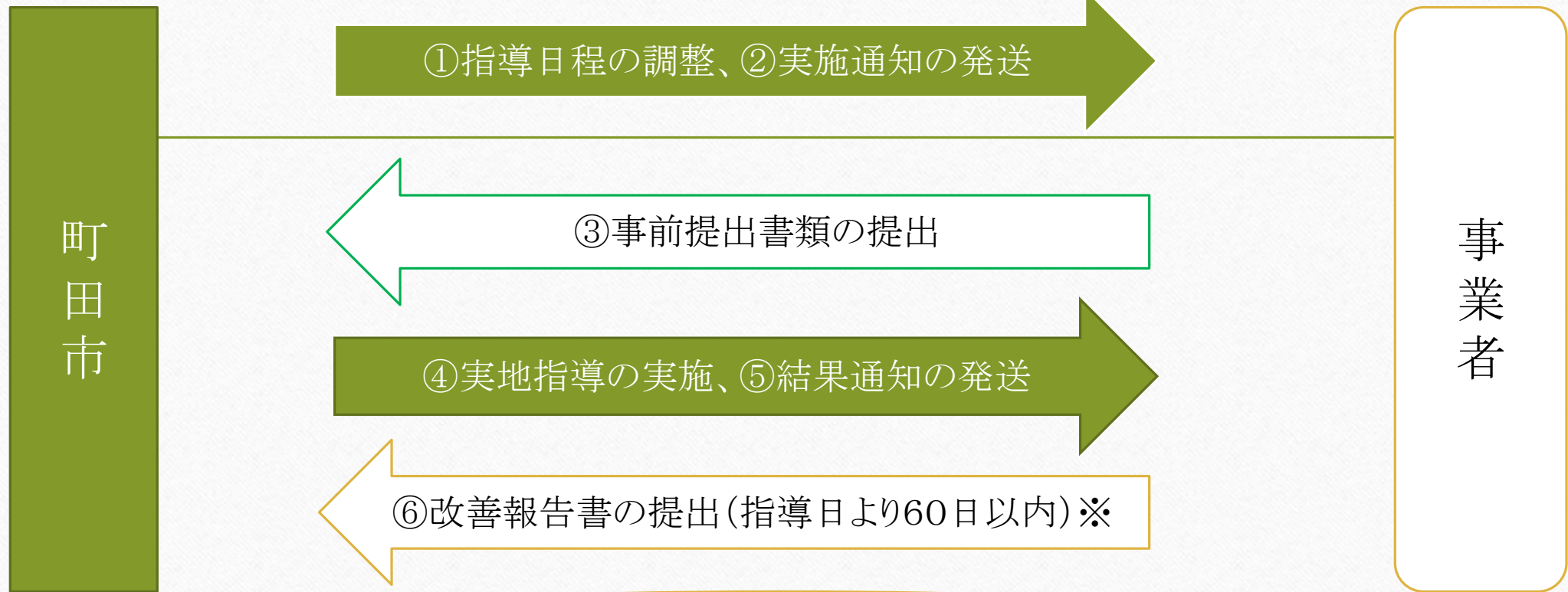
### 2018年度集団指導の実績





# 指導の実際～実地指導～

事業所において市職員が関係書類を閲覧し、管理者等へのヒヤリング方式で行います。



※改善報告が提出されない場合、再度実地指導を行う場合があります。

## 【実地指導の留意点】

- 指摘事項に対する改善が不十分な場合は、再度実地指導を行うこともあります。
- 実地指導の結果、監査の選定基準(※)に該当する場合は、速やかに監査を行ないます。
- サービス内容又は、介護給付費等の請求内容に関して、過誤による調整を要する事実を確認した時は、障がい福祉課との協議のうち、自主点検し返還を行うよう指導しています。

### 【※監査の選定基準】

- サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 自立支援給付等に係る費用の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に改善がみられないとき。
- 利用者の生命又は身体の安全に危害が及ぶおそれがあると判断したとき。
- 正当な理由が無く、実地指導を拒否したとき。



# 行政上の措置

実地指導  
障害者総合支援法  
第10条第1項

法令等で定める最低基準及び指定基準等に対する適合状況等について確認します。



監査  
障害者総合支援法  
第48条第1項

監査基準に該当する場合に実施します。



勧告  
障害者総合支援法  
第49条第1項、第3項

従業者の知識や技能、人員が基準に適合していない場合、設備及び運営に関する基準に従ってサービス運営していない場合に、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告します。

勧告に従わない場合は、その旨を公表する場合があります。



実地指導の概要について

命令  
障害者総合支援法  
第49条第4項

勧告を受けた事業者が、正当な理由なく措置を取らなかった場合、期限を定めて、その勧告に係る措置を取るべきことを命じます。  
命令を行った時は、その旨を公示します。

取消等処分  
障害者総合支援法  
第50条第1項

聴聞、弁明の機会を付与した上で、指定の取消又は、期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止します。  
取消処分を行った時は、その旨を公示します。

### 経済上の措置(障害者総合支援法第8条第2項)

偽りその他不正の手段により介護給付費等を受けた場合、区市町村は、支払った額を返還させるほか、その返還させる額に、100分の40を乗じて得た額を支払わせることがで



# 指定障害福祉サービス事業者の責務

障害総合支援法第42条は、事業者の責務について規定しています。同条第3項に違反したと認められたときは、同法第50条第1項の規定により、都知事はその指定を取り消すことができます。

また、指定障害福祉サービス事業者は、次の条例、規則及び基準等も従い、サービスを提供しなければなりません。

- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

## 実地指導後の留意点

- 結果通知については、実地指導当日から、概ね30日後を目安に送付いたします。
- 改善報告が必要な指摘事項は、結果通知に記載いたしますが、改善報告を必要としない指摘事項についても、適宜改善してください。
- 改善状況の確認のため、翌年度に確認検査として、再度事業所へ訪問させていただく場合がございます。
- 当日確認できなかった書類を、後日に、根拠書類として提出することは、認められません。
- 実地指導の結果のうち、文書指摘事項及びその改善状況については、原則として町田市のホームページに掲載します。
- 改善報告には、提出期限があります。期限を守って提出するようお願いいたします。
- 期限内に改善が難しい場合でも、改善報告は提出していただき、改善ができない項目は改善中とし、改善でき次第、別途提出してください。